

第2回北海道子どものいじめ防止に関する条例（仮称）検討委員会 における主な意見（概要）

日時：平成25年6月12日 14:00～16:00

場所：北海道第二水産ビル 8階BC会議室

1 いじめの防止等に関する基本的事項

① 目的・基本理念等

- ア 子どもたちの権利を擁護するという視点が必要。
- イ 定義によって適用を受ける範囲が狭くならないようにすることが重要。

② 関係者の責務や役割

- ア 教育環境や教育条件の整備など、行政が果たすべき役割が重要。
- イ 関係者間で信頼関係を醸成していくためにも、保護者が当事者として問題解決のプロセスを共有していくことが重要。
- ウ 子どもの責務や役割について記載することが必要。
- エ 家庭の役割として、ふれあいや向き合いの時間を取り、心のサポートができるようにすることが重要。

2 いじめの防止等に関する施策等

① いじめの未然防止に向けた取組

<道徳教育及び体験活動の充実など>

- ア いじめが起きる前、学校が荒れる前に、生徒指導に力を注ぐべきであり、道徳教育だけではなく、生徒指導という観点も重要。
- イ メールによる誹謗中傷などもあることから、携帯電話を管理する立場にある保護者が、子どもに正しい使用方法などを指導する必要。
- ウ 規範意識や課題解決能力などを身に付けさせることにより、子どもたち自身がいじめの問題を解決するためのルールをつくり、それを守ることができるようにすることが重要。
- エ 「いじめはいけない」という「フォーマルな世界での回答」と、子どもたちが「暗黙のうちに従わなければならないルール」の間にあるギャップを埋めるため、暗黙のルールについて子どもたち自身に考えさせることが重要。
- オ 「いじめはいけない」というだけではなく、子どもたちが納得できる理由を示してあげることが重要。
- カ コミュニケーションの問題や人間関係の形成というのは、学齢前の幼児期においてもとても大切であり、施策の対象として検討する必要。

<子どもによる自主的な活動の支援など>

キ 日常の教育活動の場に、当事者である子どもたち自身がいじめの問題を自分のこととして考え、解決策を導き出せるような機会を設けることが重要。

② いじめの実態把握や相談体制の整備

<子ども、保護者等が相談を行うことができる体制の整備など>

ア 学校は敷居が高く、相談しにくいことがあるので、先生でも親でもない信頼できる大人に相談できるようにすることが重要。

イ 子どもは、親が学校や相手の親を責めるなどの対決の構図となることが嫌で相談できなくなるため、摩擦の少ない穏和な解決を望んでいることを理解することが重要。

③ 関係機関等との連携

ア 子どもたちが、自分たちを取り巻くいじめの問題について理解することができる教材のようなものを、大学との連携により開発していくことが重要。